平成２５年（フ）第６０３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番10―501号、住民票上の住所和歌山県岩出市吉田42番地の７
債務者　谷口　将一
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６０８号
大阪府和泉市府中町４丁目18番３―503号
債務者　川﨑真奈美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６１０号
大阪府岸和田市下松町２丁目５番23―102号
債務者　田北　惠造
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６１５号
大阪府和泉市伯太町２丁目32番14号坂の久保サンシャイン３Ｂ、前住所大阪府和泉市池上町257番地の33
債務者　南　　洋三
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６１８号
大阪府岸和田市小松里町250番地、前住所大阪府貝塚市半田256番地ウェルヤード東貝塚608号
債務者　清原　邦彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２３号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番１―505号
債務者　松下さとみ
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目17番１号　バレイハイツ101号
債務者　林田　慎弓
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
大阪府泉大津市助松団地２番42―205号
債務者　山根　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６３１号
大阪府和泉市和気町３丁目18番４号、前住所大阪府東大阪市東山町18番６号
債務者　ラーメンの店にしおかこと　西岡　一
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１号
大阪府貝塚市半田417番地３シャルムＨＡＮＤＡ101号、前住所大阪府貝塚市久保501番地９
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
大阪府泉佐野市日根野2834番地の１
債務者　佐藤　明俊
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県たつの市龍野町島田812番地３
債務者　兼田　秀郎
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県揖保郡太子町鵤600番地５
債務者　中村　礼子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第６９号
兵庫県宍粟市一宮町東市場１番地２
債務者　八木　　調
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７０号
兵庫県たつの市新宮町下笹145番地
債務者　三浦　貴代
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７２号
兵庫県揖保郡太子町鵤258番地１　ディアス鵤Ｂ棟102号室
債務者　多田　秀和
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３０９号
香川県高松市木太町1963番地１　県住Ｃ５―306、住民票上の住所香川県高松市木太町1856番地４　県住３―401
債務者　小島　正行
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係